

高齢者施設の施設整備費補助制度の概要

施設種別	概要	施設規模	整備費補助単価 (創設の場合) ※高騰加算を含む	備考
特別養護 老人ホーム	要介護3以上の方が対象の 介護保険施設。 生活支援・介護サービスが 提供される。	定員30人以上	定員1人当たり 625万円 (ユニット型の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 整備率に応じて最大1.8倍 の促進係数(令和3年度から 拡充)や各種加算あり
介護老人保健施設	在宅復帰ができるよう、リ ハビリテーションを中心と する医療ケアと介護 サービスを提供する施設	—		
認知症高齢者 グループホーム	要介護1(一部要支援2) 以上の認知症の方が対象。 9人1単位で家庭的な共同 生活を送る住まい	最大3ユニット (定員27人)	<ul style="list-style-type: none"> 1ユニット当たり 2,500万円 1施設あたり 3,360万円 	<ul style="list-style-type: none"> 併設加算等あり 重点的緊急整備地域におい ては、1ユニット当たり3,750万 円
都市型軽費 老人ホーム	都市部等において低所得者 でも入居できるよう家賃等 の利用料を低額に抑えた軽 費老人ホーム	定員5人以上 20人以下	定員1人当たり 500万円	<ul style="list-style-type: none"> 併設加算あり 対象地域は23区、武蔵野 市、三鷹市(一部地域)
小規模多機能型居 宅介護	通所サービスを中心に、訪 問サービス及び宿泊サー ビスを組み合わせ、居宅生 活の継続を支援する。	登録定員29人以下	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等 重点整備事業 3,993.7万円/施設 (宿泊定員9人の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等重点 整備事業は未実施の区市町村 あり
看護小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と 訪問看護を組み合わせた サービスで、医療ニーズの 高い利用者の居宅生活の継 続を支援する。	登録定員29人以下	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等 整備助成事業 3,360万円/施設 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等整備 助成事業は併設加算あり
地域密着型特別養 護老人ホーム	定員29名以下の特別養護老 人ホーム	定員29人以下	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等 重点整備事業 8,087.5万円/施設 (定員29人の場合) 地域密着型サービス等 整備助成事業 定員1人当たり 448万円 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等重点 整備事業は未実施の区市町村 あり。 地域密着型サービス等重点 整備事業で整備促進地域の場 合は、12,131.2万円/施設

○施設整備費補助については、特別養護老人ホームと介護老人保健施設は都から、都市型軽費老人ホームと認知症高齢者グループホーム等地域密着型サービスの施設は区市町村から補助されますが、整備をお考えの際は、まずは整備地の所在区市町村にご相談ください。